



再生可能エネルギー機器等普及促進事業補助金 申請の手引き

川越市では、地球温暖化を防止するため、令和5年4月1日（土）以降に工事へ着工等し、ご自宅に再生可能エネルギー機器等を設置される方を対象に、先着順にて補助金を交付します。

補助金の交付を希望する方は、原則、補助対象機器を設置する工事に着手する（建売の場合は引き渡し）前に申請してください。

なお、予算の範囲を超える申請があった場合は、申請受付期間内であっても受付を終了することがあります。

申請受付期間

令和5年5月8日（月）午前8時30分から

令和6年1月31日（水）午後5時15分（必着）

※受付期間外に申請書をお預かりすることはできません。

※予算の範囲を超える申請があった場合は、超えた日に到着した交付申請書（不備があるものを除く）の中から、抽選により交付対象者等を決定します。

※4月1日（土）から5月31日（水）までの間に、工事に着工する場合やその他申請方法に関しましては、P4の「交付申請について」をご覧ください。

補助対象設備／補助金額

補助対象設備	補助金額
(1) 太陽光発電システム（新築住宅、4kW以上） （蓄電池を同時に設置し、市に補助申請するものに限る。）	30,000円（定額）
(2) 太陽光発電システム（既存住宅、4kW以上）	60,000円（定額）
(3) 太陽熱利用システム	15,000円（定額）
(4) エネファーム	40,000円（定額）
(5) 蓄電池（4kWh以上）	40,000円（定額）

補助の対象者

(1) 次のいずれかに該当する方

- ・自ら居住している市内の個人住宅に補助対象設備を設置する方（既存住宅）
- ・自ら居住するために市内に個人住宅を建築し、補助対象設備を設置する方（新築・建替）
- ・補助対象設備が設置された市内の個人住宅を自ら居住するために購入する方（建売）

(2) 実績報告書提出の時点で川越市に住民登録があり、市税の滞納がない方

(3) 過去に同一の補助対象設備に係る補助金の交付を受けていない方（世帯）

(4) 同一の補助対象設備について、市が実施する他の補助金を受けていない方（世帯）

《注意》

○個人の住宅が対象です。法人名での申請は出来ません。

○契約書や領収書などの各種添付書類の名義は、申請者本人である必要があります。

○住民票により居住を確認します。

1 補助要件について

◆ 共通の補助要件

- ① 工事に着手する（建売の場合は引渡し）前に申請し、交付決定を受けること。
- ② 令和6年2月29日（木）午後5時15分までに、工事を完了し、実績報告書及び必要書類をすべて揃え、記載内容に誤りがない状態で提出できること。
- ③ 設置前又は入居前に使用に供されていないものであること（中古品は補助対象外）。
- ④ 補助対象設備の本体代金等を申請者本人が負担すること。

◆ 太陽光発電システムの補助要件

- ⑤ 低圧配電線と逆流ありで連携するもの
- ⑥ 申請者（設置者）が電力会社と電灯契約及び余剰電力の販売契約を締結することができるもの（**全量売電は対象外**）
- ⑦ 太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値が**4 kW以上**のもの
※公称最大出力に小数点第3位以下がある場合には、これを切り捨てます。
<例> 3.995 kWの場合 → 3.99 kW（補助対象外）
- ⑧ 要綱に定める新築住宅に該当する場合は、定置用リチウムイオン蓄電池を同時に設置工事し、市へ補助申請を行うものに限る。

◆ 太陽熱利用システムの補助要件

- ⑨ 一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品の認定を受けたもの
（財団ホームページ（<http://www.cbl.or.jp/>）でご確認ください）

◆ エネファームの補助要件

- ⑩ 一般社団法人燃料電池普及促進協会が行うエネファームの機器登録制度に登録されているもの
（協会ホームページ（http://www.fca-enefarm.org/registration_list.html）でご確認ください。）

◆ 蓄電池の補助要件

- ⑪ 一般財団法人 環境共創イニシアチブが定める「令和5年度戸建住宅におけるネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化支援事業」の補助対象機器のうち、公称容量が**4 kWh以上**のもの
（法人ホームページ（<https://sii.or.jp/zeh/battery/search>）でご確認ください）



なお、既存の住宅にエネファームを設置する場合（電気、ガス配管工事等に伴う脱着の場合）は、産業振興課が実施している「川越市住宅改修補助金」についても内容をご確認ください。

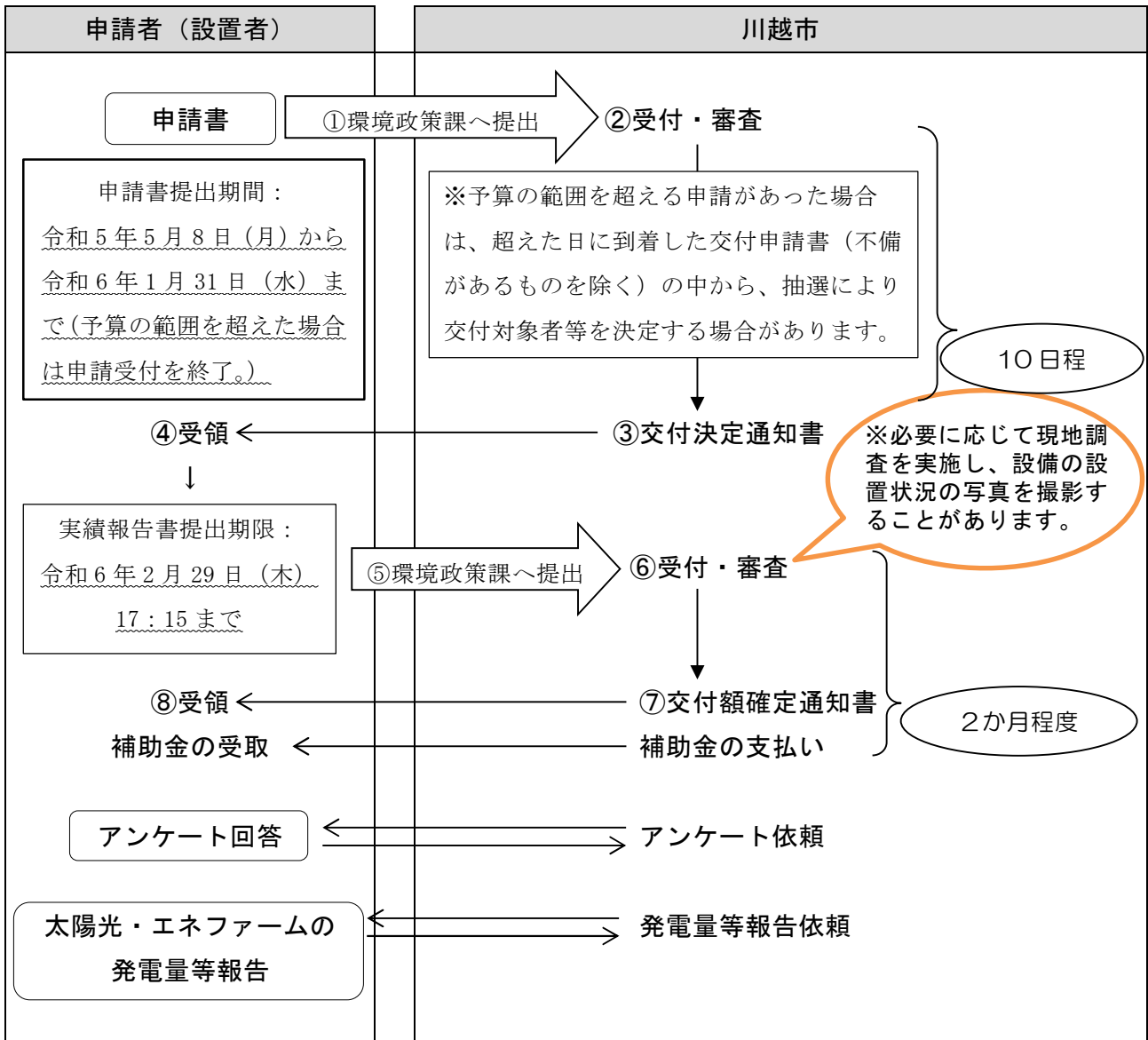


川越市マスコットキャラクター
ときも

2 手続きの流れ

申請者（設置者）は、交付決定を受けてから補助対象設備の工事に着手しなければなりません。建売の場合は、交付決定を受けてから引渡しを受けなければなりません。

交付決定にかかる期間は、不備の無い申請書が提出されてから10日間程度です。このため、申請書は工事に着手する（建売の場合は引渡し）前10日以上余裕をもって提出して下さい。



※ 注意 ※

カーポート等に太陽光発電システム等を設置する場合、あらかじめ**建築確認申請が必要な場合があります**。手続きが適切に行われていない場合、補助金を交付できませんのでご注意ください。

詳しくは建築指導課へご確認ください。

3 書類の記入・提出上の注意

- ◆ 書類の記載には、黒又は青のボールペンを使用してください。**消せるボールペンの使用は認められません。**
- ◆ 書類は楷書で丁寧に記載してください。読み取りが困難な場合には受け付けられないことがあります。
- ◆ 申請書及び実績報告書を訂正する場合は、二重取り消し線を引いて訂正してください。修正液・修正テープ等による訂正は認められません。
- ◆ 申請書及び実績報告書の提出は、市役所環境政策課（本庁舎5階）へ直接持参していただくか、郵送によりご提出をお願いします。郵送にて申請書をご提出される方は、**簡易書留又はレターパックプラス**により郵送して下さい。
- ◆ 手続代理人により提出する場合は、申請書（様式第1号）の代理人情報欄に記載、署名してください。
- ◆ 一度ご提出いただいた書類はお返しできません。

4 交付申請について

◆ 受付期間

令和5年5月8日（月）午前8時30分から

令和6年1月31日（水）午後5時15分まで（必着）

※受付期間外に申請書をご提出頂いた場合、受付することはできかねますのでご承知おき下さい。

※受付期間内に予算の範囲を超える申請があった場合は、超えた日に到着した交付申請書（不備があるものを除く）の中から、抽選により補助金交付対象者等を決定します。抽選となった場合、その結果次第により補助金の交付を受けられない場合があります。

※予算の範囲を超える申請があった場合は、申請受付期間であっても受付を終了します。

《注意》

○原則、申請後、交付決定を受けてから工事に着手（建売の場合は引渡し）しなければなりません。

○令和5年4月1日（土）から5月31日（水）までに着工等をする場合には、「着工日等証明書」を添付していただくことで申請受付を行います。ただし、令和5年5月31日（水）までの申請に限ります。

○抽選の結果、落選した場合でも、当選者の辞退等により、繰上げ当選とさせていただきます。

なお、予算残額の状況等により、繰上げ当選ができない場合もあります。

◆ 提出書類

- (1) 申請書（様式第1号）
- (2) 工事請負契約書、売買契約書、又は見積書の写し（経費の内訳*が明記されているもの、社印のある正式なもの）
※設置する各機器（太陽電池モジュール、パワーコンディショナー等）のメーカー名、型式、設置数量及び設置に要する費用等の各金額が分かる書類とします。
- (3) 工事着手前の建物前景と設置場所のカラー写真
（新築・建替・建売の場合は省略可）
- (4) 設置する場所の地図（住宅地図などの設置場所が明確に確認できるもの）
- (5) 着工日等証明書
※令和5年4月1日（土）～5月31日（水）までに工事に着手（建売の場合は引き渡し）した方又は着手（引き渡し）予定の方のみ
※着工日等証明書を添付して申請を受け付ける期間は、令和5年5月31日（水）午後5時15分までとします。

※申請書ポイントチェック表により添付書類等をご確認ください。

5 抽選

同日に複数の申請を受け付けた場合で、予算の範囲を超える申請があった場合は、超えた日に到着した交付申請書（不備があるものを除く）の中から、抽選により補助金交付対象者等を決定します。抽選となった場合、その結果次第により補助金の交付を受けられない場合があります。

なお、抽選の結果落選者となった場合で、当選者の辞退等があった場合には、補欠番号順に繰上げて当選とする場合があります。繰上げ当選が決定した該当者には、令和6年1月31日（水）までに連絡します。繰り上げ当選となった場合は、実績報告書提出時に「着工日等証明書」を提出していただくことがあります。

6 交付決定

市は、申請書類を審査し、補助金を交付すべきものと認めた者（抽選を行った場合は当選者）を対象に、交付決定の通知をします。原則、申請者（設置者）は、交付決定を受けてから補助対象設備の工事に着手してください。建売の場合は、交付決定を受けてから引渡しを行ってください。

なお、申請を受け付けた場合であっても予算の範囲を超えた等の理由により交付することが出来ない場合は、不交付決定の通知を送付します。

7 実績報告について

◆ 提出期限

令和6年2月29日（木）午後5時15分

《注意》

令和6年2月29日（木）は最終期限です。補助対象設備の設置が完了した場合は、速やかに提出してください。

実績報告書は、最終期限までに必要書類をすべて揃え、記載内容に誤りがない状態とした上で提出しなければなりません。**最終期限を過ぎた場合は、交付決定が取り消しとなりますので、ご注意ください。**

◆ 提出書類

(1) 共通

① 実績報告書（様式第4号）

※用紙は交付決定通知とともに申請者（設置者）へ送付します。

② 着工日等証明書

※当選者の辞退等により繰上げ当選をした方で、繰上げ当選の通知（交付決定）を受ける前に着工していた場合のみ（申請時に提出している場合を除く）

③ 補助対象設備の設置に係る経費の支払いを証する書類（領収書又は支払い証明書）の写し

※（ローン支払等により、領収書が出ない場合、事業者が支払い証明書を発行してください。）

※但し書き等で、補助対象設備ごとの領収金額が確認できるもの。

印収 紙入	領 収 書	
	川越 太郎 様	令和5年〇月×日
	金額 <u>¥3,300,000-</u>	
	但 太陽光発電システム設置代として ¥1,500,000 -	
	エネファーム設置代として ¥1,800,000 -	
		社印 △△△株式会社

実績報告書（様式第4号）裏面の「設置に要する経費」と整合が取れること。
但し書き等で確認ができない場合には、領収書の内訳を添付してください。

④ 申請者の世帯全員の住民票（コピー不可、発行から3か月以内のもの）

※マイナンバーが記載されていないものをご提出ください。

※実績報告書を提出するまでに、住民異動の手続きを行い、新住所の住民票を提出してください。

※手数料が200円かかります。

※代理の方が取得する際には、所定の委任状（注：補助金申請とは別のもの）の提出、代理の方の印鑑及び公的な身分証明書の提示が必要です。

⑤ 納税証明請求書兼証明書（所定の様式による、発行から1か月以内のもの）

※他市町村から川越市に転入される場合にも、川越市の市税に滞納がないことの

証明を取得し提出してください。以前お住いの市町村のものは必要ありません。
※誤って、課税証明書や市県民税のみの納税証明を取得される方がいらっしゃいます。必ず市税すべてに滞納がないことの証明書を取得してください。

《市税の滞納がないことの証明書を取得する方法》

- 所定の様式（納税証明請求書兼証明書）を収税課（市役所本庁舎2階）、各市民センター、川越駅西口連絡所に持参し、証明を受けてください。なお、川越駅西口連絡所での受付時間は平日9時30分～17時15分までとなります。平日17時15分以降及び土曜日は発行できません。
 - 納税した日から1か月以内に納税証明書を取得する際には、当該領収書の提示を要する場合がありますので、領収書を持参してください。
 - 証明手数料が200円かかります。
 - 代理の方が取得する際には、所定の納税証明書用の委任状（注：補助金申請とは別のもの）の提出及び代理の方の公的な身分証明書の提示が必要です。
- ※詳しくは収税課へお問い合わせください。

⑥ 委任状

※申請時に申請書（様式第1号）に記載した代理人情報に変更がある場合には、所定の様式により委任状を添付してください。変更がない場合には必要ありません。

（2）太陽光発電システム

- ⑦ 補助対象設備の設置状態を示す写真（建物全景、モジュール、パワーコンディショナー）
※設置したモジュールが撮影できない場合は、設置図面を追加して添付すること。
- ⑧ 太陽電池モジュールの製造番号及び出力特性を示す書類の写し（「出力対比表」等）
- ⑨ 電力会社との電力受給契約の内容を示す書類の写し（「接続契約のご案内」の写し等）

（3）太陽熱利用システム

- ⑩ 補助対象設備の設置状態を示す写真（建物全景、集熱器、蓄熱槽）
- ⑪ 太陽熱利用システムの保証書の写し

（4）エネファーム

- ⑫ 補助対象設備の設置状態を示す写真（貯湯・燃料電池ユニット、銘板）
- ⑬ 設置場所を示す図面（住宅敷地内のどこに設置されているかがわかる図）

（5）蓄電池

- ⑭ 補助対象設備の設置状態を示す写真（蓄電池本体、銘板）
- ⑮ 設置場所を示す図面（住宅敷地内又は屋内のどこに設置されているかがわかる図面）

《注意》

- 実績報告書ポイントチェック表により添付書類等をご確認ください。
- 写真はすべて鮮明（銘板の文字が識別できる程度）で設置状況を確認するのに十分な大きさで撮影されたものでなければなりません。

8 補助金額の確定

市は、実績報告書類の審査及び現地調査等により、交付すべき補助金の額を確定し、通知します。現地調査では、設備の設置状況を確認するため設置場所の写真を撮影する場合がありますので、予めご了承ください。確定した補助金は、申請者（設置者）名義の金融機関口座へ振込により交付します。

9 アンケート、発電量等の報告

補助金の交付を受けた方を対象に設置後のアンケートへご協力をお願いしています。

また、太陽光発電システム又はエネファームを設置された方には、設置した翌年度（令和6年4月からの1年間）の月々の発電量等の報告をお願いしています。

後日、依頼文をお送りしますので、ご協力をお願いします。

10 申請者（設置者）の義務

申請者（設置者）は、補助金を受領し設置した設備について、設置完了又は取得の日から5年間、適切な管理を継続しなければなりません。やむをえない事情で処分、譲渡等をおこなう場合には、あらかじめ環境政策課へご相談ください。

【補助制度に関するお問い合わせ】

川越市 環境部 環境政策課 地球温暖化対策担当

〒350-8601 川越市元町1-3-1

電話 049-224-5866

FAX 049-225-9800

電子メール kankyoseisaku★city.kawagoe.lg.jp

（メール送信の際は★を@に置き換えてください。）